

作成日 2025年 8月 4日

維持管理計画

1. 維持管理の基本的事項

① 事業者名

東京電力リニューアブルパワー株式会社 代表取締役社長 井上 慎介

② 施設の設置場所

山梨県甲府市下向山町3443-1 (代表)

③ 保守点検責任者

東京電力リニューアブルパワー株式会社 甲府事業所

④ 事業区域の面積、発電出力 (合計出力)

125,000.0 平方メートル

10,000.0 キロワット (10,000.0 キロワット)

⑤ 運転開始年月日

2012年1月27日

⑥ 維持管理の内容

○施設全般

- ・定期的な点検により、不具合を確認した場合は、直ちに修繕等を行い、設備が正常に運転されている状態を維持する。
- ・遠隔監視装置等による監視を行うとともに、保守箇所である甲府事業所によって、異常が発生した場合には、直ちに対応できる体制を整備する。

○太陽光発電設備、付帯施設

- ・運転に支障が生じるような変形がないこと、施設の損壊、異常による発電停止を未然に防止するため、定期的な巡視や点検により異常がないことを確認し、施設を適正に管理する。

○事業区域

- ・雑草が繁茂しないよう草刈りを行い、ゴミの散乱がないよう事業区域内を清潔に保つ。
- ・土地の形質が変化（地割れ・陥没・崩れ・洗掘・水みちなど）していないか、事業区域内及び周辺の巡視を実施し、必要に応じ修繕等を実施する。
- ・土砂の流出、法面の崩壊など周辺環境に影響を与える問題が生じないよう管理する。

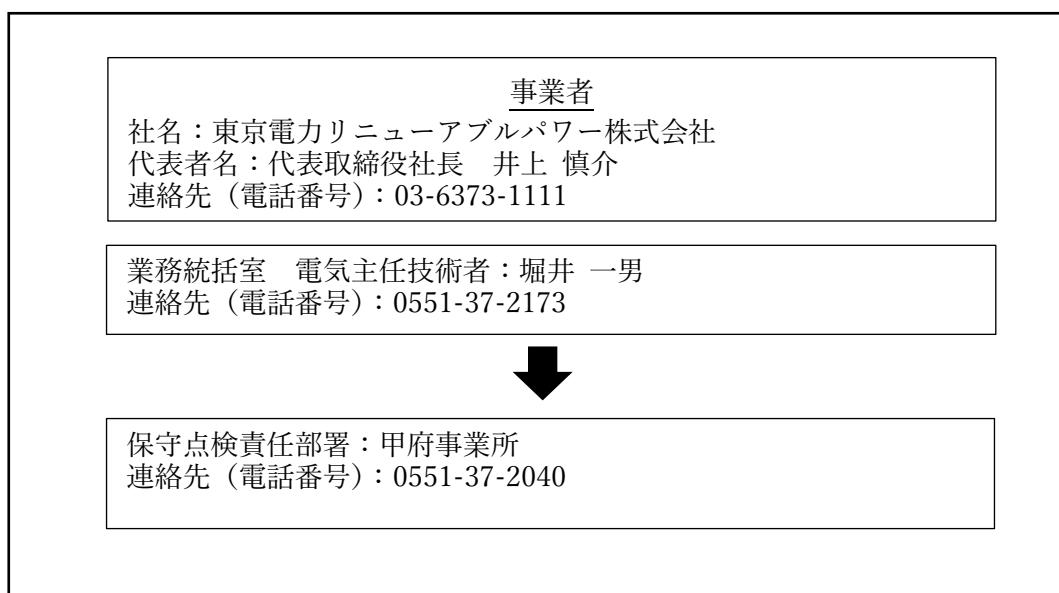
⑦損害保険の加入状況

未加入：第三者への損害は、発生原因を確認のうえ、その結果を踏まえ賠償等適切な対応を実施

⑧事業を廃止する際の対応

2029年1月26日まで山梨県企業局と共同事業期間となっているが、事業継続の可能性があるため、今後の廃止に伴う対応は検討する。

2. 維持管理の実施体制



3. 維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度

(1) 普通巡視（1回/1月）

設 備 名			チェック項目
太陽光発電所	太陽光発電所外周	屋外パッケージ、外柵、施錠、太陽電池ガラス表面	目視点検、破損、盜難、不審者・不審車両・不審物の有無
システム保護制御	太陽光発電用監視装置（事業所側）	監視制御サーバ、ネットワークタイムサーバ、無停電電源装置、筐体ファン、HMIパソコン、プリンタ、スイッチングハブ	目視点検、異音・異臭確認、振動確認、浸水確認、過熱

(2) 精密巡視（1回/3月）

設 備 名			チェック項目
システム保護制御	システム保護装置パッケージ	パッケージ本体、空調室内機、空調室外機	目視点検、異音・異臭確認、振動確認、浸水確認、過熱
	太陽光発電用監視装置（発電所側）	収納盤本体、入出力部、監視端末、メディアコンバータ、スイッチングハブ	目視点検、異音・異臭確認、振動確認、浸水確認、過熱
	遠方監視制御装置子局	収納盤本体、基板	目視点検、異音・異臭確認、振動確認、浸水確認、過熱
	特高監視盤	収納盤本体	目視点検、異音・異臭確認、振動確認、浸水確認、過熱
	取引用計量器盤	収納盤本体	目視点検、異音・異臭確認、振動確認、浸水確認、過熱
架空線	支持物	電柱、腕金、碍子、足場ボルト	ひび割れ、損傷、建入、腕金腐食、傾斜、脱落、碍子破損、ボルトの変形
		その他	つる、つたの巻き付き 電柱下部の突起物
	架空線、ケーブル、避雷器	離隔距離	電線間の離隔不足、高圧電線の離隔不足、地上高不足
		接続部	カバーの変形、変色、はがれ
	その他		断線、脱落、飛来物、電線プロテクタ、バインド不良

精密巡視（1回/6月）

設 備 名		チェック項目
太 陽 光 発 電 設 備	太陽電池モジュール	太陽電池ガラス表面、電力ケーブル、架台、基礎、接地線、日射計、気温計
	PCS	交直変換部、交流フィルタ部、変圧器部、遮断部、継電器部、避雷器、操作パネル、配線、接地線、冷却ファン
	PCS屋外パッケージ	パッケージ本体、照明、冷却ファン、冷却フィルタ、無停電電源装置、配線、接地線、状変検出端末装置*
	集電箱・接続箱	* : チェック項目はシステム保護制御へ記載 箱本体、端子台、配線用遮断器、逆流防止ダイオード、入力回路断路端子、誘導雷保護器、配線、接地線
システム保護制御	太陽光発電用監視補助装置（太陽光発電所設置）、状変検出端末装置	収納盤本体、入出力部、情報端末、無停電電源装置、筐体ファン、メンテナンスPC、メディアコンバータ、スイッチングハブ

- (a) 各設備を区分してブロック毎に毎月実施することが可能である。
- (b) 土地の概況観察は、電力設備用地の現状を把握し、電力設備の保全を達成するための適切な点検を行い、無契約被占使用、塵芥投棄、雑草繁茂、外柵や境界標識等の不備等を早期に発見し、権利侵害、災害等の事故発生または拡大を未然に防止する目的により実施する。
主に外柵・擁壁等の損傷有無、除草の必要有無、構内及び周辺の土地状況（地盤沈下等の恐れの有無等）を確認する。

4. 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

臨時巡視実施基準により必要に応じ臨時巡視を行い、被害を未然に防止することで、施設の安定的な運用に努める。

臨時巡視実施基準

内 容	臨 時 巡 視 実 施 基 準
地震発生	<ul style="list-style-type: none"> 各電気所近傍の気象庁震度階発表地点の震度が「5弱」以上の場合（地震計が設置されている電気所は、その地震計計測値を参考とする。）ただし、設備状態（設備重要性、経過年数、事故経歴等）、運転状態ならびに地域事情等を十分に考慮した上で判断すること。 占用許可等により個別に定められている場合は、これに従うこと。
異常気象	<ul style="list-style-type: none"> 台風により設備災害が予想される場合。 大雨、洪水発生により設備災害が予想される場合。 豪雪により設備被害が予想される場合。

※ 地震震度は気象庁発表値または地震計計測値を参考とする。

確認項目

	主 な 項 目
暴風雨（事前）	<ul style="list-style-type: none"> 機器の状態 建物の状態 <ul style="list-style-type: none"> 給排水装置の状態 飛来物の有無
暴風雨（事後）	<ul style="list-style-type: none"> 飛来物の有無 雨漏り、浸水 機器の状態 <ul style="list-style-type: none"> 故障表示 管路口の状態 給排水装置の状態
地震	<ul style="list-style-type: none"> 機器、基礎の状態 故障表示 建物の状況 <ul style="list-style-type: none"> 塀、柵の状態 法面の状態
豪雪	<ul style="list-style-type: none"> 機器の状態 故障表示 建物の状況 <ul style="list-style-type: none"> 塀、柵の状態 法面の状態

○実施体制

2. 維持管理の実施体制と同様

5. 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

○災害発生時対応事項

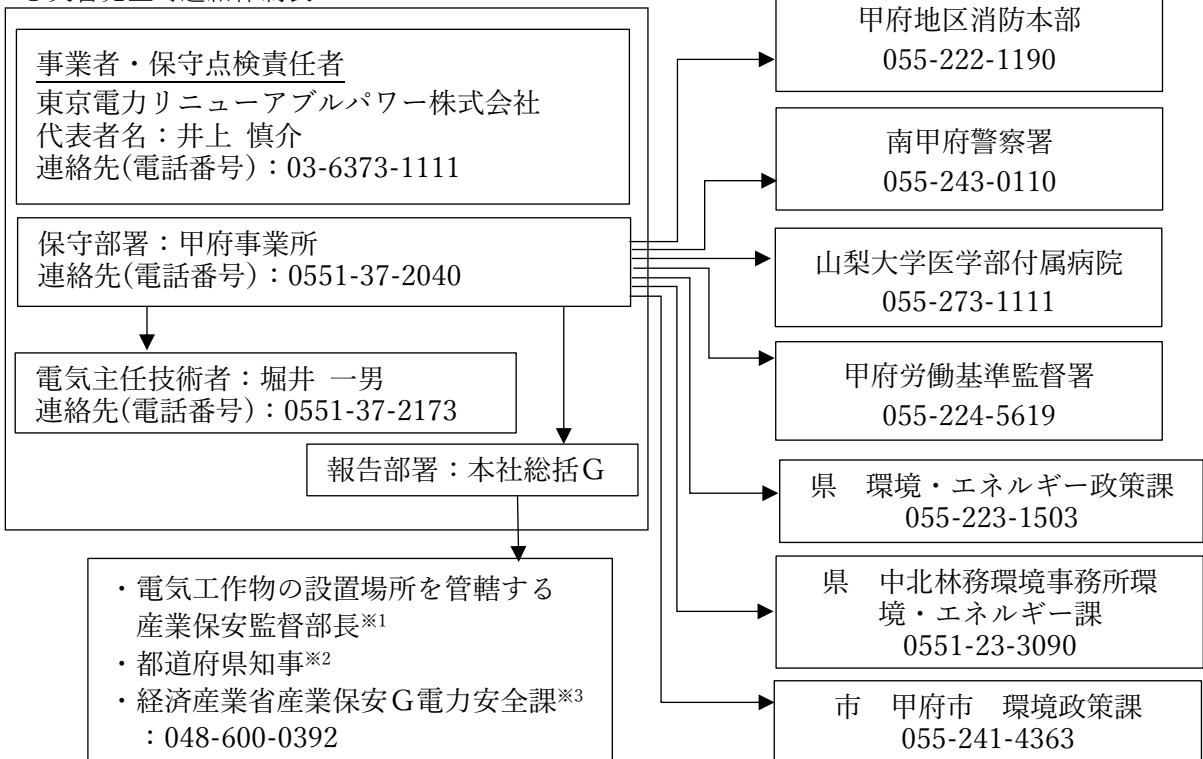
初動体制	事故・災害が発生した際、迅速に状況を把握し災害対策組織図により、対応を協議し、災害発生時連絡体制表により関係する機関に連絡する。
応急処置・二次災害防止対策	土砂流出やパネルの飛散など周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないよう対策を講じる。
復旧措置	応急処置後、復旧までの工程表を作成し、速やかに復旧作業を行う。
再発防止対策等の対応計画	事故原因の究明及び現状の維持管理状況を分析し、再発防止のため維持管理計画の内容を再検討する。

※事業地に災害が発生していない場合でも、異常気象後は速やかに施設を確認し、必要な対策を講じる。

○災害対策組織図

2. 維持管理の実施体制と同様

○災害発生時連絡体制表



※1 電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告すべき事故

事 故 内 容	報 告 先
感電又は破損事故若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に治療のため入院した場合に限る。）	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
電気火災事故（工作物にあっては、その半焼以上の場合に限る。）	
電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与える、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故	
出力五十キロワット以上の太陽電池発電所	
供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であって、その支障時間が一時間以上のもの	
破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であって、その支障時間が一時間以上のもの	
上記の事故以外の事故であって、電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故	

※2 都道府県知事に届出すべき事故

事 故 内 容	報 告 先
上記事故に併せて下記に該当する絶縁油等の排出又は地下浸透があった場合 <水質汚濁防止法第14条の2第2項> 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合	都道府県知事

※3 経済産業省産業保安G電力安全課へ報告の対象となる事故、自然災害

(1) 事故時

事 象		連絡先
①人身事故	a)不特定多数 ¹ の一般公衆の死亡事故（電気関係報告規則第3条第1項第1号に規定する事故のうち死亡に係るもの。以下同じ。）	本省及び管轄産業保安監督部
	b)死亡事故（ただし、電気工作物の損壊事故、電気火災等において死者が発生したものを対象とし、作業員または公衆の過失等による単独の感電事故や自殺は対象としない。） ²	管轄産業保安監督部
②社会的影響を及ぼした事故	a)繰り返しきりかねて報道された又は報道が予想されるもの ³ b)供給支障事故時（電気関係報告規則第3条第7号に準じる）であって、停電以外の事象（電気火災事故、爆発）も同時に発生させた場合	本省

1 「不特定多数」とは、二名以上のこという。

2 「① b) 死亡事故」に該当するか不明な場合、判明するまでの間は該当するものとみなし、速やかに連絡をすること。

3 「報道された又は報道が予想されるもの」とは、各事業者の経験上から判断されるものとするが、テレビの全国放送、全国紙（ネットニュース含む）で3社以上の報道がなされていることを目安とする。

(2) 自然災害時

自然災害時の被害報告は、原則として電気関係報告規則に基づき報告することとなるが、以下の表の事象に該当する場合にあっては、本省及び管轄産業保安監督部に可能な限り速やかに電話等の方法により行うこととする。

事 象		連絡先
①地震	a)震度5弱以上の場合 b)震度4以下の場合であって、停電又は主要電気工作物に被害が発生した場合 ⁶	
③台風等 ⁷	電気事業者の供給区域内において時間断面で5千戸以上（夜間休日においては1万戸以上）の停電が発生した場合 ⁸	本省及び管轄産業保安監督部
④上記を除く自然災害	停電又は主要電気工作物に被害が発生した場合 ⁶	

6 「停電又は主要電気工作物に被害が発生した場合」の連絡は、「1. (1) ②社会的影響を及ぼした事故」の対象条件に該当する場合とする。

7 大型低気圧による風雨及び風雪を含む。

8 台風等に一連して発生した突発的な自然災害（雷・突風・竜巻等）による停電も含む。